

都心北融雪槽槽内清掃等業務

仕 様 書

令和 6 年度

(2024 年度)

札幌市建設局土木部道路設備課

1 役務の概要

本業務は冬期間の都心北融雪槽の適正な運用のため、槽内清掃、汚泥・廃プラスチック・コンクリート塊等廃棄物の分別・収集運搬及び汚泥処分を行うものである。

2 履行場所

都心北融雪槽 札幌市北区北 7 条西 3 丁目

3 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 10 月 31 日まで

※当該施設は、夏期間に防火水槽としての用途があるため、清掃作業については 7 月末までに完了し、水張り準備を可能とすること。なお、清掃作業の完了が想定日より遅れる場合は事前に委託者と協議すること。

4 役務の仕様

本業務に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和 5 年版）」によるものとする。

5 業務内容（詳細は、別添 1 参照）

(1) 融雪槽排水作業

施設に保管している水中ポンプを使用し、槽内の排水を行う。

(2) 汚泥性状分析

槽内の清掃作業を行う前に、環境計量証明事業所において、汚泥の重金属の溶出試験を行い、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令第 4 条・別表第 1」（昭和 48 年総理府令第 5 号）に定める基準値以下であることを確認する。

(3) 堆積汚泥量測定

槽内をブロック分けし、堆積汚泥の厚さの測定を行う。

(4) 資機材搬入出

清掃に使用する重機、ごみ籠等機材の搬入出を行う。

(5) 堆積汚泥搔寄、分別作業

融雪槽内の汚泥の搔寄及び汚泥内廃棄物の分別を行う。

(6) 汚泥収集運搬

堆積汚泥の収集および処分施設への運搬を行う。

(7) 壁・床面等洗浄作業

融雪槽の壁・床面の清掃を行う。

(8) 汚泥処分

汚泥の中間処理及び最終処分を行う。

(9) 廃プラスチック、コンクリート塊等収集運搬

汚泥から分別した廃棄物を指定する処分施設へ運搬する。

(10) 廃棄物等の数量（予定数量）

ア 堆積汚泥量	118.83 m ³	※堆積汚泥量は槽内排水直後の汚泥量とする。
イ 汚泥運搬量	154.75 m ³	
ウ 汚泥中間処理量	265.58 t	
エ アスファルト運搬量	0.25 t	
オ コンクリート塊運搬量	0.35 t	
カ 混合廃棄物運搬量	0.84 t	
キ ガラスくず運搬量	0.10 t	
ク 廃プラスチック類運搬量	0.10 t	
ケ 金属くず運搬量	0.30 t	

6 履行体制

- (1) 受託者は以下の品目について北海道または札幌市の産業廃棄物収集運搬許可を受けているとともに、汚泥の中間処理施設（札幌市許可）を市内に保有していること。

- ア 汚泥
- イ 廃プラスチック類
- ウ 金属くず
- エ ガラスくず、コンクリートくず
- オ がれき類（アスファルトくず）

- (2) 直接雇用契約関係にある者の中から以下の内容による者を定め、適切に業務が履行できること。

ア 業務責任者

業務の遂行を指揮監督するための業務責任者を1名定めること。

業務責任者は、清掃業務に関して実務経験を有する者。

イ 資格者の配置

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者及びその他業務上で必要となる資格を有する者を配置する。

7 諸官庁への手続き

受託者は、業務遂行に必要な諸官庁への必要な手続きを委託者の承諾を得て適切に行うこと。

8 書類の提出

受託者は、次の書類を整理し提出すること。

(1) 業務計画書

1部 契約後、速やかに

ア 業務責任者等指定通知書、経歴書、雇用関係を確認できる書類の写し

イ 業務員名簿、資格免許等の写し

ウ 緊急連絡体制表

エ 業務工程表

(2) 完了届

1部 業務完了後、速やかに

- | | | |
|-------------------------------------|-----|---|
| (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト） | 1 式 | 〃 |
| (4) 業務報告書（業務完了後すみやかに） | 1 式 | 〃 |
| ア 業務概要 | | |
| イ 清掃位置図 | | |
| ウ 槽内汚泥測定図 | | |
| エ 業務日報（作業内容、作業人員、使用車両、汚泥搬出量等） | | |
| オ 業務写真（使用車両、分析汚泥採取、汚泥量測定、融雪槽清掃前・後等） | | |
| カ 酸素濃度等の測定記録 | | |
| キ 産業廃棄物管理票集計表（分別ごと） | | |
| ク 計量証明書 | | |
| ケ 汚泥性状分析結果報告書 | | |
| (5) 委託者の指示による書類、その他必要な書類 | 1 式 | 〃 |

9 安全衛生関係

受託者は、労働安全衛生法に基づき安全に関する事項を確実にを行い、業務に従事する職員の労働安全衛生管理及び教育、作業前の危険予知活動を適切に行い、作業上の安全確保と事故防止に努めること。

また、以下に記載する内容については、特に注意すること。

- (1) マンホール内作業または融雪槽内等の槽内作業を行う場合、事前に槽内を十分に換気した上で、酸素・硫化水素・可燃性ガス等の測定を行い、基準値を満たしていない場合は、必要な措置を講ずること。
 なお、測定した酸素・硫化水素・可燃性ガス等の記録は作業記録とともに整理し保存すること。
- (2) 各作業における転落、落下、機器操作における巻き込み、交通安全等には十分注意すること。
 特に、融雪槽内上部等の高所で作業する際は、墜落制止用器具着用や工具等の落下防止対策を講ずること。

10 遵守法令等

役務の履行にあたっては本仕様書によるほかに、下記の法令を遵守すること。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (4) 酸素欠乏症防止規則
- (5) その他関連規則等

11 再委託について

業務の「主たる部分(下記参照)」については、受託者はこれを再委託することは出来ない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 廃棄物の収集運搬及び汚泥の中間処理

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務の範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

また、業務責任者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指揮監督等のすべての面において主体的な役割を果たすこと。

12 留意事項

- (1) 作業にあたっては、事前に委託者及び別途発注業務「都心北融雪槽保守管理業務」受託者との工程調整等を行うこと。
- (2) 受託者は業務の遂行にあたって、委託者及び別途発注業務「融雪施設産業廃棄物処分業務」受託者との連絡を密に取り合うこと。
また、廃棄物の搬出時期についても最終処分までの期間が必要なため、上記業務受託者と十分に確認・調整を行うこと。
- (3) 電気料(動力・電灯)、水道料は委託者負担とし、それ以外の本業務の遂行に必要な什器・消耗品等は受託者が用意するものとする。
- (4) 汚泥の最終処分は埋め立てとし、再利用しないものとする。
- (5) 資機材搬入出の際は周辺にある設備に十分注意し、必要に応じて養生等を確実にを行い、既存施設の破損防止に努めること。
- (6) 作業を実施するにあたり、第三者に対する事故を防止するため、安全確保の措置をとることとする。立看板、カラーコーン、コーンバー等の設置を行い、通行車両、歩行者等の安全に十分配慮すること。
- (7) 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。また、事故等の問題が発生した場合には必ず報告のうえ、指示を受けること。
- (8) 業務に従事する職員の服装は、業務遂行のために適切なものとし、業務従事者であることが明確となるようにすること。
- (9) 作業の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片づけ及び清掃を行うこと。
- (10) 受託者はエコドライブの推進に努めること。アイドリングストップ、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす等を心掛け、業務を実施すること。
- (11) 作業中・作業終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は、一切受託者の責任により対応すること。
- (12) 受託者は委託者の求めに応じ、業務に必要な情報提供を行うこと。なお、業務の履行期間が経過しても可能な限りにおいて、情報提供等の協力を行うこと。
- (13) 諸事情により設計数量等に変動があった場合は、委託者に事実の確認を請求し、業務の目的を変更しない限度において委託者が必要と認めた場合は、契約書に示す事項の他、委託者と受託者が協議し委託料の改定等を行う。

(14) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、委託者及び受託者の協議により決定する。

13 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合が特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

都心北融雪槽清掃等作業詳細

1 融雪槽排水作業

- (1) フレキシブルホースを水中ポンプ及び排水用配管に接続する。(フレキシブルホース、水中ポンプは施設保管)
- (2) 手動チェーンブロックをレールに取り付け、水中ポンプを槽内に設置する。設置の際、異物のはさまり防止のため、ポンプの周囲にネットを設ける等の対策を講じること。設置箇所については、別紙図面による。
- (3) 排水を行い、可能な限り水位を低くする。
- (4) 排水後は速やかに汚泥堆積量測定、性状分析を行うこと。

2 汚泥性状分析

- (1) 酸素濃度等測定を行い槽内の安全確認した後、墜落制止用器具及び墜落防止装置を使用し、槽内へ降下する。
- (2) 槽内で汚泥のサンプルを採取し、環境計量証明事業所において、汚泥の重金属溶出量が「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令第4条・別表第1」(昭和48年総理府令第5号)に定める基準値以下であることを委託者により確認を受けた上で、槽の清掃作業を行う。
- (3) 試験方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境庁告示13号)による溶出試験。

3 汚泥堆積量測定

- (1) 槽内を12ブロックに分割し、各ブロックの堆積汚泥の厚さの測定を行う。
- (2) 測定後、各ブロックの面積に堆積汚泥の厚さを乗じて全体の汚泥堆積量を算出し、委託者へ報告する。

4 資機材搬入出

- (1) ラフテレーンクレーン(25t吊相当)等を使用し、投雪ハッチから、トラクタショベル(0.4m³級相当)、高所作業車(トラック架装、バスケット型 9.7m×200kg相当 1台)、ごみ籠等機材の搬入出を行うこと。
- (2) 搬入出の際は無線機等を使用し投雪ハッチ等設備に接触させないよう十分注意すること。
- (3) 機材の搬入出は、札幌駅北口バスバースのスペースを可能な限り確保し、安全対策及び誘導員2名程度を配置すること。
- (4) 騒音規制の関係により、搬入出は朝6時以降とし、クレーン等の騒音は極力小さくすること。

5 堆積汚泥掻寄、分別作業

- (1) 搬入した重機により、融雪槽内に堆積した汚泥を掻き寄せる。
- (2) 重機による汚泥掻き寄せ後、廃プラスチック、コンクリート塊、金属くず、アスファルトをそれぞれ分別し、ごみ籠へ投入する。この際、付着した汚泥はできるだけ洗浄すること。

6 汚泥収集運搬

- (1) 堆積した汚泥を汚泥吸引車により回収し、処分施設への運搬を行う。
- (2) 汚泥吸引時も周辺でバス等車両の出入りがあることから、安全対策及び誘導員 2 名程度を配置し、事故等に十分注意すること。

7 壁・床面等洗浄作業

- (1) 高所作業車（トラック架装、バスケット型 9.7m×200kg 相当 1 台）等を使用し、融雪槽の壁面等を高圧洗浄車にて清掃する。
- (2) 壁面、床面のほか、温水循環用配管外部及び内部（閉塞フランジを外して可能な範囲）、温水吸込口ストレーナー枠及び網（ストレーナー枠は 2,300mm×2,100mm で、温水吸込口 4 カ所×2=8 ヶ所についている（別図参照）。枠及び網は取り外さなくてよい）等を高圧洗浄車にて清掃する。
- (3) スクリーンが破損していた場合は、支給する金網を用いて可能な範囲で補修を行う。
- (4) 高圧洗浄車への給水は地上散水栓の水を使用するものとするが、地下受水槽は札幌駅北口内の他エリアでも使用しているので、一度に大量の給水を行わないよう注意すること。
- (5) 清掃時も周辺でバス等車両の出入りがあることから、安全対策及び誘導員 2 名程度を配置し、事故等に十分注意すること。

8 汚泥処分

汚泥の中間処理及び最終処分（埋立処分）を行う。

9 廃プラスチック、コンクリート塊等収集運搬

別途発注業務「融雪施設産業廃棄物処分業務」受託者の中間処理施設へ運搬する。

10 その他

- (1) 受託者は、清掃作業の方法、汚泥等の搬出・運搬の方法、工程表等を明記した作業要領書を作成し、委託者の承諾を受けるものとする。必要に応じ、現地確認を行い、業務履行に支障のないよう人員、機材の手配を行うこと（現地確認は委託者も立ち会うため事前に連絡が必要）。
- (2) 融雪作業により発生し、施設内に保管されている廃棄物についても分別し、収集運搬する。
- (3) 清掃終了後、壁面のクラック等の不具合状況を目視にて確認し、記録する。
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、計量表を添付のうえ、処分ごとに委託者の照合確認を受けること。
- (5) 運搬については、廃棄物の飛散防止、安全運転に努めること。
- (6) 場内においては、ウエス等により清掃し清潔に保つこと。また、融雪槽内に設置した排水ポンプ・チェンブロック等は所定の位置へ戻すこと。
- (7) 操作室・機械室等の整理整頓に努め、清潔な状態にしておくこと。
- (8) 槽内清掃に伴い、融雪槽設備機器操作が必要な場合は保守管理業務（別途発注）の受託者が行うので、事前に日程調整を行うこと。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、本業務を履行するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、業務の履行に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第6条 受託者が、業務のうち、個人情報の取扱いに係る再委託をする場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。

2 受託者は、前項の申請をする場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

3 委託者が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 委託者が第1項及び第2項の規定により、受託者に対して個人情報の取扱いに係る再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受託者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督を行うこと。

- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受託者は、業務において利用する個人情報について、業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受託者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 委託者は、業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわ

らず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1 - 1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
☐ 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者)

(保護管理者)

☐ 基本方針等に記載がある (該当する場合は□欄にチェック)

3 従業員の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業員を記載してください。※該当する□欄にチェック

☐ 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- ☐ 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 ☐ 有り ☐ 無し

その他（ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- ☐ 取り扱うことができる従業員を定めている。
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- ☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）.....

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- ☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。
- ☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

【様式 5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所

会社名

代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。 また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業者の指定等（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	